

浅口市監査公表第7号

令和3年4月1日付け浅監第4号による浅口市職員措置請求に係る勧告に対する措置の通知が、浅口市長から令和3年5月6日付けであったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、これを公表する。

令和3年5月11日

浅口市 監査委員 田尾 純也
同 香取 良勝



浅総第71号
令和3年5月6日

浅口市監査委員 円尾 純也 様
浅口市監査委員 香取 良勝 様

浅口市長 栗山 康彦



浅口市職員措置請求に基づく市長に対する勧告に係る措置について (通知)

令和3年4月1日付け浅監第4号による監査委員の勧告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 勧告内容

市長は、浅口黒ニンニク研究会に対し令和2年度産業団体等補助金交付決定の全部を取り消し、令和3年5月7日までに既に交付された補助金の全額を返還するよう命じること。

2 理由及び措置内容

産業団体等補助金の交付決定を取り消すためには、浅口市産業団体等補助金交付要綱(平成18年浅口市告示第83号)第10条第1項各号に規定された事由が存在する必要があります。令和2年度における当該団体への補助金交付決定に関しては、補助対象経費とならない支出に係る領収書や記載内容に事実と反するものを含む領収書が提出された事実は存しないことから、同条第1号及び第3号には該当しないものと考えられます。また、同条第2号、第4号、第5号に該当する事由もございません。なお、令和元年度における当該補助金の交付決定に関する一部提出書類における不備等の問題は、令和2年度分の当該補助金の取り消し原因とはなりえないものと思料いたします。

よって、当該団体に対する令和2年度産業団体等補助金の交付決定については、これを取り消さず、補助金の返還も求めないことといたします。

